

一 今更解雇セラレタル労務員ニシテ再入ヲ希望スルモノハ未ルニシテ一日迄ニ申出スハシテ再入希望者ニ對シテハ調査シ當社ニ於テ適當ト認メタル上之ヲ採用ス

一 再入希望者ニシテ採用セラレケル者ニ對シテハ解雇ナカリシモノトシテ勤続年限ニ計算ス

大正十一年一月二十七日

東洋製紙株式會社

追而再入及新入ノ労務員ニ對シテハ會社ノ認メサル團體ニ加入シタルトキハ何時解雇処分ニ附スルト又遠議ナキ旨ノ条件ヲ附スル事

別紙 (三)

任意

法中台日紙 (海紙)

一 毎日當番幹事兩名ハ東洋製紙會社ニ出向慰問旁々情况ヲ聴取シ會員ハ報

告スルコト

二 争議中東洋製紙會社ノ解雇職工ハ

絶対使用セサルコト

三 中津、今福、細島ノ各署並ニ大阪府警察部特高課ハ當番幹事出頭シ東洋製紙争議ノ件ニ付示威運動等ニ關スル警察ノ取締ニ付懇願スルコト

四 東洋製紙會社ノ争議團ノ事務所ニ付東洋製紙ハ注意シ且ツ中津署ハ注意スルコト

(罷工團本部立退スルコト)

五 各會社ノ職工ニシテ東洋製紙ノ争議團ニ加入シ居ル者ヲ發見シタル場合ハ直

引ニ解雇スルコト